

# 公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会

## ホームページ・バナー広告掲載について

### 1. 掲載場所

公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会ホームページ(<http://www.jipm.or.jp/>)のトップページ下段に設けるバナー広告スペースに掲載いたします。掲載は申込順に左上から右方向に並べ、左下に折り返します。

### 2. 最大掲載数

横 5 段×縦 4 段の 20 個といたします。

### 3. バナー画像の仕様

- ① サイズ:縦 50×横 180 ピクセル(固定)※動画・アニメーションは不可
- ② ファイル形式:GIF
- ③ データ容量:20KB 以下

### 4. バナー広告の内容

下記項目に該当するものは掲載できません。

- ① 公共道徳、公序良俗に反する広告
- ② 法律・政令などの公的規則に反する広告
- ③ 第三者に対する名誉毀損、プライバシー侵害、肖像権の侵害、信用毀損、業務妨害などの恐れのある広告
- ④ 第三者の知的財産権(著作権、商標権など)を侵害する広告
- ⑤ 公正取引委員会のガイドラインに準じていない広告
- ⑥ 団体・法人・個人を誹謗中傷する広告
- ⑦ 詐欺行為や不良商法に該当する広告
- ⑧ バナー広告のリンク先が申込者(法人・団体)以外の広告
- ⑨ その他、当会が不適当と判断した広告

### 5. 掲載の中止

下記の項目のいずれかに該当するときは、掲載を中止できるものといたします。

掲載中止にあたっては事前に申込者に通知いたします。ただし、緊急の場合は掲載中止後に連絡する場合があります。

なお、掲載中止が当会の原因による場合は、契約期間の残り月数相当の広告料を返金いたします。

- ① 掲載後、前項 4 のいずれかの項目に該当することが判明した場合、または本要綱のいずれかに違反したことが判明した場合
- ② 第三者からクレームや異議、または損害賠償の訴えを起こされた場合
- ③ 掲載料の未払、滞納が発生した場合
- ④ 当協会または申込者の経営状態が悪化し、事業の継続に支障が出る恐れの出た場合

## 6. 当協会の管理について

- (1) 当会は、バナー広告を正常な状態に維持するよう、善良なる管理者の注意義務を負います。ただし、必要なシステムの緊急保守・更新、障害、停電、天災等により、事前通知することなく、一時的に広告掲載を中断する場合があります。この場合、当協会は広告掲載中断に関する責任を負いません。
- (2) 第三者からクレームや異議または損害賠償などの訴えを起こされた場合は、すべてを申込者の費用と責任において解決してください。

## 7. 掲載の申込み

申込書に必要な事項を記入の上、バナー広告デザイン(データ)と一緒に提出・送付ください。

- ※ バナー広告デザインは申込者にて手配・用意ください。当会での作成も承りますが、その場合は別途実費を頂戴いたします。
- ※ 掲載したバナーを差し替える場合は、別途作業料の実費を頂戴いたします。

## 8. 広告料金

- 6ヵ月：48,600円(税込)
- 12ヵ月：75,600円(税込)

※ 掲載料金は掲載開始月の月末に請求書をお送りいたしますので、必ず翌月中の入金をお願いいたします。

## 9. 掲載までの流れ

申込から掲載スタートまでの流れは、以下の通りとなります。

- ① 申込書とバナー広告デザイン提出
- ② 内容確認
- ③ 掲載決定のご連絡
- ④ 掲載準備
- ⑤ 掲載日通知
- ⑥ 掲載開始

以上

【申込み・問合わせ先】

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-2-2 住友商事竹橋ビル 15 階  
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会  
普及推進部 府川恵介  
Tel.03-5288-5001 Fax.03-5288-5002  
E-mail:fukyu@jipm.or.jp